

お客様各位

令和2年4月7日

日本国際商船株式会社



新型コロナウイルス：緊急事態宣言に対する対応について

本日（4/7）日本政府は東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7つの都府県で、**緊急事態宣言**を発令する予定であり、8日午前0時から効力を発生させ、期間は一ヶ月程度とする方針となっております。

当該**緊急事態宣言**が発令された場合、弊社といたしましては社会的役割を担う国際物流の事業遂行を安全かつ円滑に行うため、また、交通機関の一時運休や間引き運転の可能性、人と人との接触を極力避け、感染を防止する観点から当社の業務につきまして、下記の通りの対応といたします。

< 出社時間、退社時間の変更 >

出社時間 AM9：00 ——> 実施後 AM10：00

退社時間 PM17：20 ——> 実施後 PM16：00

< 実施期間 >

令和2年4月8日から令和2年5月6日

なお、皆様におかれましては、ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後も、感染状況や自治体・政府見解を注視しながら、柔軟に対応して参ります。

以上